

漁業権遊漁規則の変更内容

組 合 名 揖斐川久瀬漁業協同組合
 漁業権番号 内共第 10 号

現 行				変 更 案				変更理由	施行 予定 年月 日
(特定釣漁場) 第9条 略				(特定釣漁場) 第9条 略				近年の魚代金の高騰によりエの料金を変更する。	許 可 の 日
ア 区 域	イ 魚 種	ウ 期 間	エ 料 金	ア 区 域	イ 魚 種	ウ 期 間	エ 料 金		
日坂川の支派川の貝月谷の貝月リゾート栃の実荘入り口に架かる貝月橋より上流150メートルまでの区間	にじます	3月 1日から 10月31日まで	一人 800円 2時間 3匹まで <u>それ以上釣った場合には、1匹につき 200円</u>	日坂川の支派川の貝月谷の貝月リゾート栃の実荘入り口に架かる貝月橋より上流150メートルまでの区間	にじます	3月 1日から 10月31日まで	一人 800円 2時間 3匹まで <u>4匹以上釣った場合には、1匹につき 300円</u>		
貝月谷の支流（名称不詳）の揖斐川町日坂 1501-1 に設置された樋門から上流30メートルまでの区間	にじます	3月 1日から 10月31日まで	にじます1kg 放流 3,500円	貝月谷の支流（名称不詳）の揖斐川町日坂 1501-1 に設置された樋門から上流30メートルまでの区間	にじます	3月 1日から 10月31日まで	にじます1kg 放流 3,500円		